
今月のテーマ 期限後に申告書を提出・税金を納めた場合の罰金

やむなく期限後に申告書を提出した場合や、税務調査により申告書に誤りが見つかり修正申告をした場合など、期限後に申告・納付することになってしまったときはご存じのとおり罰金を支払う必要がある場合がありますが、今回はその罰金(延滞税・加算税等)についてご紹介いたします。

1. 延滞税

国税を定められた期限までに納めなかった場合には、原則として納期限の翌日から完納日までの期間の日数に応じて、利息に相当する延滞税が課されます。延滞税は次のように計算されます。

$\begin{aligned} \text{延滞税の額} \\ (\text{100円未満切捨}) &= \frac{\text{納付すべき本税の額}(\text{10,000円未満切捨}) \times \text{延滞税の割合} \times \text{期間}(\text{日数})}{365(\text{日})} \end{aligned}$
※納期限の翌日から2ヵ月以内の場合:平成22~25年は年4.3%、平成26年は年2.9% 納期限の翌日から2ヵ月を超える場合:平成25年以前は年14.6%、平成26年は年9.2%

なお、本税の額が 10,000 円未満である場合、また上記により計算した延滞税の金額が 1,000 円未満である場合には延滞税の納付は必要ありません。

2. 加算税等

加算税には、過少申告加算税・無申告加算税・不納付加算税・重加算税の4つがあります。

(1) 過少申告加算税

申告期限までに提出した申告書の税額が過少で修正申告等する場合、または申告書の還付金が過大で修正申告等する場合に過少申告加算税が課されます。過少申告加算税は修正申告等により納付すべき税額の10%(ただし、一定の部分の金額については15%)になります。

なお、修正申告をすることにつき正当な理由がある場合、又は税務当局の調査の前に修正申告を自主的にした場合には過少申告加算税は課されません。

(2) 無申告加算税

申告期限までに申告書を提出せず、期限後に申告書を提出した場合などに無申告加算税が課されます。無申告加算税は、期限後の申告書により納付すべき税額の15%(ただし、一定の部分の金額については20%)となります。

なお、期限後に申告書を提出したことにつき正当な理由がある場合、又は申告期限までに申告する意思があったと認められる場合には、無申告加算税は課されません。また期限後において、税務当局の調査の前に申告を自主的にした場合には無申告加算税は5%に軽減されます。

(3) 不納付加算税

源泉徴収により納付すべき税額を納期限までに納付せず、納期限後に納付をした場合に不納付加算税が課されます。不納付加算税は納付すべき源泉徴収税額の10%となります。

なお、納期限後に納付することにつき正当な理由がある場合、又は納期限までに納付する意思があったと認められる場合には、不納付加算税は課されません。また税務当局の納税の告知前に納付を自主的にした場合には不納付加算税は5%に軽減されます。

(4) 重加算税

過少申告加算税・無申告加算税・不納付加算税が課される場合に、国税の計算に際して基となる事実を隠ぺい又は仮装した事実があるときに重加算税が課されます。

重加算税は、隠ぺい又は仮装した事実に係る部分の税額に対して35%(無申告加算税が課される場合には40%)となります。

3. 延滞税・加算税等を納付した場合

通常、延滞税と加算税等は合わせて課されて、それぞれ納めることになります。これら納めた延滞税・加算税等は法人税の計算上損金(経費)になりませんし、所得税の計算上必要経費にもなりません。